

令和 6 年

西条市議会第 6 回 1 2 月定例会提出議案書

(その 2)

西 条 市

目 次

議案第 1 号	令和 6 年度西条市一般会計補正予算（第 8 回） について	別冊
議案第 2 号	令和 6 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 3 回）について	〃
議案第 3 号	令和 6 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 4 回）について	〃
議案第 4 号	令和 6 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計補正予算（第 1 回）について	〃
議案第 5 号	令和 6 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 2 回）について	〃
議案第 6 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	1

議案第 6 号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 9 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ

ぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）	ぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 （略）
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800

39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600	
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000	
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300	
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600	
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900	
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800		
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100		
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400		
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600		
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900		
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200		
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500		
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700		
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000		
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300		
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500		
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700		
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000		
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300		
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500		
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700		
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000		
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300		
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500		
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700		
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000		

	83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300		
	84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500		
	85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700		
	86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500			
	87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800			
	88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000			
	89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200			
	90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500			
	91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800			
	92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000			
	93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200			
	94		299, 400	347, 400					
	95		299, 700	347, 800					
	96		300, 100	348, 200					
	97		300, 300	348, 400					
	98		300, 600	348, 800					
	99		301, 000	349, 200					
	100		301, 400	349, 500					
	101		301, 600	349, 800					
	102		301, 900	350, 200					
	103		302, 200	350, 600					
	104		302, 500	351, 000					
	105		302, 700	351, 500					
	106		303, 000	351, 900					
	107		303, 300	352, 300					
	108		303, 600	352, 700					
	109		303, 800	353, 200					
	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

第2条 西条市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第19条の4 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同

じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
--	---

(西条市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 西条市特別職職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

第4条 西条市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。

(西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第5条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。

第6条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（西条市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の改正規定を除く。）による改正後の職員給与条例の規定にあっては令和6年4月1日から、第1条の規定（職員給与条例第19条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の改正規定に限る。）による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の西条市特別職職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（以下「議員報酬等条例」という。）の規定にあっては令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 第1条の規定による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例及び第5条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与条例、第3条の規定による改正前の特別職給与条例及び第5条の規定による改正前の議員報酬等条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、それぞれ、第1条の規定による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の特別職給与条例及び第5条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。
(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

提案理由

本年度における国家公務員の給与改定に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

